

徳島県公安委員会規則第5号

徳島県公安委員会公文書管理規則及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月24日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

徳島県公安委員会公文書管理規則及び徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県公安委員会公文書管理規則の一部改正)

第1条 徳島県公安委員会公文書管理規則(平成13年徳島県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第11条第6号中「徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号)第14条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条」に、「第29条」を「第91条」に、「第36条」を「第99条」に、「同条例第20条各項,第31条各項又は第38条」を「同法第82条各項,第93条各項又は第101条」に改める。

(徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部改正)

第2条 徳島県情報公開条例の施行に関する規則(平成14年徳島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条」を「第33条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。)の規定に基づき行われた保有個人情報の開示,訂正及び利用停止の請求に係る保有公文書の廃棄の特例については,なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例の規定に基づき開示された保有個人情報について施行日以後に請求がされた訂正及び利用停止に係る保有公文書の廃棄の特例については,なお従前の例による。